

三豊市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき工事監査（随時監査）を執行したので、その結果に関する報告、意見等を地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 5 日

三豊市監査委員 片 桐 正 文
三豊市監査委員 高 木 修

令和7年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

第1 基準に準拠した旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査）

第3 監査の対象

令和7年度に施工中の建設工事のうち、特に規模の大きかったもの1件を抽出した。

監査対象工事

所管部課名	工 事 名
教育委員会事務局 教育総務課 健康福祉部福祉事務所 子育て支援課	令和6年度三豊市立豊中小学校（仮称）新築工事 （建築・電気設備・機械設備）

第4 監査の着眼点

工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、検査が速やかに執行されているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

監査対象工事の所管課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、現地調査においては、竣工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、現地で説明を聴取した。

なお、技術面について適正な執行がなされているかを監査するため、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託し、技術士の派遣を求め、専門的見地から書類調査及び現地調査を行い、その意見を参考とした。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期間 令和7年10月7日から令和7年10月8日まで

（1）書類調査

- ア 日 程 令和7年10月7日（火）午後1時30分～
令和7年10月8日（水）午後1時00分～
- イ 実施場所 三豊市危機管理センター302 会議室

(2) 現地調査

ア 日 程 令和7年10月8日(水)午前9時00分～

イ 実施場所 三豊市立豊中小学校(仮称)地内

第7 監査の結果等

関係書類については、おおむね適正に整備されており、工事現場の施工状況についても設計図書に基づきおおむね適正に執行されていた。

今後とも、工事の施工にあたっては、法令等を遵守し、厳正かつ適切な執行に努めていただきたい。

なお、技術士による工事技術調査報告書の概要(意見等抜粋)は以下のとおりである。

○技術士による工事技術調査報告概要(抜粋)

【総括所見】

今回の工事監査は、事前に送付された工事関係書類に基づき『質問書』を提出し、それへの回答をベースに実施した。書類審査では、施工計画書・各種議事録・施工記録写真等を確認し、工事関係者へのヒアリングを行った。

翌日の午前には、工事関係者の案内で当該工事の現場を巡視し、施工状況・安全衛生管理状況の確認を行った。

当該新築工事においては、建築工事・電気設備工事及び機械設備工事が分離発注されているが、豊中小学校一体の新築工事であるので、総括的所見をここに記述する。

当該新築工事について、監理・監督および施工管理の上でいくつかのコメントがあるが、当該新築工事の評価については、総括的に「良好」であると判断する。

◆評価できる点として、下記の事項がある。

- (1) 当該工事の設計者選定については、工事規模や設計段階から開校までの期間等を考慮し、実績のある公募型企画競争方式が選定されていたことは評価できる。
- (2) 公募型プロポーザル方式を実施するにあたっては、審査委員会を設立し、手続きを踏んで総合評価表に基づいて基本設計者を決定していた。
- (3) 当該工事は、建築工事・電気設備工事および機械設備工事が分離発注されているが、入札から本契約までの一連の手続き業務が整然と執行されており評価できる。
- (4) 建築工事の「総合施工計画書」に「個別施工計画書一覧表」が添付されており、その一覧表に提出予定日・承諾予定日が明記されていたことは高く評価できる。ただし、この一覧表に提出実施日・承諾実施日の欄も設けて管理することで、提出から承諾までの進捗状況をチェックするように活用することが望ましい。

- (5) 建築工事・電気設備および機械設備工事の「月報（工事履行報告書）」は、書式が統一されており、記述内容も充実していた報告書であった。「月報」に「施工計画書承諾進捗状況管理表」を添付することで、工程・品質の見える化が図れる。
- (6) 当該工事において、工事関係書類のペーパーレス化に努めていることは高く評価するが、ペーパーレス業務と紙によるファイリング業務の二重業務になっていないかを意識して業務の省力化・効率化を推進する必要がある。
- (7) 当該工事の施工記録写真を確認したが、工事毎に整然と整理されており、施工管理が充実していることを確認した。
- (8) 現場内の建設資材の整理整頓は、適切にされていた。また、現場内の土砂を搬出の際に敷地外に持ち出さないように、主要通路への敷鉄板の敷設・出入口でのタイヤ洗浄装置の設置は、仮設計画として評価できる。

◆工夫・改善が望ましい点として、下記の事項がある。

- (1) 当該工事では、” 施工業者の専門性を高めるため” として建築工事・電気設備工事および機械設備工事を分離発注としているが、発注方式を決定する際には、発注者側にとってのメリット・デメリットについて、検討の上決めることが肝要である。決定条件としては、①経済合理性が担保されているか、②監理・監督業務の省力化・効率性が図られているか、③各工事間の整合性等が考慮されているかである。
- (2) 発注者（監理者）・設計者・施工者が最初に一同に会して開催するキックオフミーティングには現場代理人の出席はもちろんであるが、現場代理人の上司にも出席を求めることが肝要である。第1回目の全体総合会議では、設計コンセプトの明確な伝達、発注者からは施工者へ施工上の重要事項や問題点の伝達を行い、竣工日に向けて工事関係者のベクトルをそろえる場とすることが望まれる。単なる顔合わせのセレモニーの場となることは、避ける必要がある。